

令和2年10月22日

公益社団法人

全日本不動産協会兵庫県本部 御中

姫路市 市長公室 危機管理室

宅地建物取引業における重要事項説明の対象項目の追加に伴う「姫路市の水害ハザードマップ」について

平素は当市の防災行政事務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

宅地建物取引業施行規則の改正により、重要事項説明の対象項目として、水害ハザードマップ（洪水ハザードマップ・雨水出水（内水）ハザードマップ・高潮ハザードマップの3種類）における対象物件の所在地が追加されました。

つきましては、本市の水害ハザードマップの入手方法等について、貴協会の会員様に、下記の内容を周知していただきますようよろしくお願いします。

記

1 洪水ハザードマップ《危機管理室 (079) 223-9596》

- (1) 姫路市Webマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/>) から印刷できます。
- (2) 現在、更新作業を行っていますので、最新の情報は兵庫県CGハザードマップ (<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>) に掲載されている「想定最大規模の浸水想定区域図」を参考にしてください。
- (3) 更新作業後（令和3年5月頃見込み）には、姫路市Webマップではなく姫路市のホームページに校区毎にPDFファイルを掲載予定です。

2 雨水出水（内水）ハザードマップ《下水道整備室 (079) 221-2148》

- (1) 姫路市のホームページ (<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000221.html>) から市内6つの地域に分けた「姫路市内水ハザードマップ」として印刷できます。
- (2) 掲載されている情報は、水防法の規定に対応しておりません。

3 高潮ハザードマップ《危機管理室 (079) 223-9596》

- (1) 姫路市Webマップ (<https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/>) から印刷できます。
- (2) 現在掲載している高潮ハザードマップは、水防法の規定に対応しておりません。
- (3) 今後、兵庫県での水位周知海岸等の指定（令和3年5月頃見込み）がされることにより、重要事項説明の対象となる水害ハザードマップとなります。

連絡先

姫路市 市長公室 危機管理室

災害対策担当 土井 長塩

電話：079-223-9596

E-mail: kikikanri@city.himeji.lg.jp